令和4年度 体罰のない学校園づくりに向けた取組のまとめ

> 令和5年3月 姫路市教育委員会

姫路市体罰等防止検討会議開催要領

1 趣旨

姫路市立小学校で発生した、教職員の体罰・暴言事案の発生を受け、本市の市立学校 園における体罰等の防止対策の取組を推進するとともに、専門的な見地や保護者の立場 から意見を求めるため、姫路市体罰等防止検討会議(以下「検討会議」という。)を開 催するもの。

2 事務局

- (1) 教職員課に事務局を置く。
- (2) 事務局の活動

ア会議を編成する。

イ 体罰等防止に関する施策の企画、推進を行う。

3 検討会議の構成

- (1) 常任委員(教育委員会事務局) 学校教育部長(総括)、各課長
- (2) 専門委員 学識経験者、学校関係者、保護者代表

4 検討会議の運営について

- (1) 検討会議 年3回開催する。常任委員、専門委員が出席する。 取組方針の確認、取組状況の共有、検証を行う。
- (2) 連絡会議 常任委員により、必要に応じて開催する。 ※上記(1)(2)の委員の任期は、年度の末日までとする。

5 委員 (詳細は別紙)

委員	検討会議	連絡会議
常任	• 学校教育部長(総括)	・教職員課長
	• 各課長(学校教育部)	各係長(学校教育部)
専門	• 学識経験者	
	・保護者代表(連合PTA)	
	• 学校関係者(幼)	
	• 学校関係者(小)	
	• 学校関係者(中)	
	• 学校関係者(高)	

6 開催日程

令和4年 6月22日 第1回会議(取組方針) 令和4年11月10日 第2回会議(中間報告) 令和5年 2月14日 第3回会議(取組検証)

1 検討会議

役職	氏名	備考
教育委員会事務局	平山 智樹	学校教育部長
教育委員会事務局	沖端 康弘	教職員課長
教育委員会事務局	森 道子	学校指導課長
教育委員会事務局	内海 雅章	健康教育課長
教育委員会事務局	畑本 秀樹	人権教育課長
教育委員会事務局	西川 康成	教育研修課長
教育委員会事務局	藤戸 あゆ美	育成支援課長
学識経験者	松本 剛	兵庫教育大学教授
保護者代表	小林 圭一郎	連合PTA協議会会長
学校園関係者(幼)	中井 久美子	花田幼稚園長
学校園関係者(小)	山口 俊哉	太市小学校長
学校園関係者 (中)	浅見 卓	東中学校長
学校園関係者 (高)	中正 佳秀	琴丘高等学校長

2 連絡会議

役職	氏名	備考
教育委員会事務局	沖端 康弘	教職員課長
教育委員会事務局	柳田 善紀	教職員課係長
教育委員会事務局	福永 人士	学校指導課係長
教育委員会事務局	田渕 哲	健康教育課係長
教育委員会事務局	田渕 仁	人権教育課係長
教育委員会事務局	相生 守信	教育研修課管理指導主事
教育委員会事務局	南原 けい子	育成支援課係長

[※]事務局を教育委員会学校教育部に置く。

対策1 体罰等に関する考え方の再確認の徹底

- 教職員研修資料「No!体罰」を活用し、全ての教職員に対して、「体罰に関する基本 的な考え方」や「未然防止に向けて」の再確認と体罰禁止の徹底を行う。
- 中学校等の部活動については、「姫路市立中・義務教育学校 部活動ガイドライン」を 再確認し、校内研修等を通して体罰等の根絶を理解し、部活動等の指導に生かす。

【取組】

- ・全市校園長会にて、体罰等防止に関する通知等の資料を提供。
- ・各校園への訪問指導の全体会において、教職員に周知徹底。
- ・5分程度の動画を作成し、各校園において動画研修を複数回実施。
- ・全教職員対象とした「体罰防止に係る意識調査」を実施。
- ・中体連理事会で「部活動ガイドライン」の周知徹底。 ※中体連理事会参加者:各校体育理事1名(市立35・私立等5、神崎郡1)等
- ・校長・教頭研修に「体罰・非違行為の防止」の講義を追加し、実施。
- ・年次研修(初任者、5年、中堅、15年)において「体罰・非違行為の防止」を実施。
- ・課題研修「体罰・非違行為の防止」(講師 黒岩寛)を実施。 ※オンライン(動画配信:1部20分の4部構成)により実施。

対策 2 「暴力行為の否定」の表明及び対応の強化

- 法令順守の観点から「体罰は許されないもの」であり、いかなる暴力も見過ごさない、 いかなる暴力も行わない「暴力行為の否定」を表明し、児童生徒の教育にあたる。
- 体罰の程度がひどく、傷害罪や暴行罪が疑われると学校園又は市教育委員会が判断した場合は、被害者や保護者等からの被害届の有無に関わらず、告発に向けて警察に相談する。

【取組】

・各校園への訪問指導の全体会において、教職員に周知徹底。

対策3 人権感覚・人権意識の向上に関する取組の充実

- 「ともに学ぶ」「校区人権ひめじ」などの人権学習資料を活用するとともに、人権教育 に関する教職員研修用プレゼンテーション資料等の視聴により、教職員一人一人の人 権感覚を磨いていく校内研修を実施する。
- 人権教育研修会(中人研)における「学びの場」を活用し、様々な人権課題について 考え、話し合うことで、教職員自身の人権感覚を磨き、人権意識の向上に取り組む。

【取組】

・教職員研修用資料「教職員の人権感覚を磨くには~市民学習資料『ともに学ぶ』」を使って~」を作成。小・中・義務教育学校の担当者を対象に研修を実施。

- ・「ともに学ぶ」「校区人権ひめじ」をホームページ上にアップロード。
- ・児童生徒支援教員研修、初任者研修で、人権課題に関する研修を実施。
- ・人権教育課通信「道」を毎月発行し、教職員の学びと啓発のために活用。
- ・中人研や人権に関する研修に参加することで、自身の人権感覚を磨き、人権 意識の向上を図れていますか。(姫路市教職員意識調査より)

肯定的回答 83.8% (小学校 86.6% 中学校 79.0%)

対策4 体罰等に関する研修の強化

- 全教職員を対象として、体罰・非違行為の防止についての動画研修とグループ討議を 実施する。
- 校内研修やグループミーティングを活用し、体罰等の非違行為根絶に向けた教職員研修を行う。

【取組】

- ・5 分程度の動画を作成し、各学校において動画研修を複数回実施。
- ・各学期に実施するグループミーティングにおいて、体罰防止の研修を実施。
- ・全教職員による校内研修を実施。
- ・校園内研修おいて、必須研修として位置付け。

対策5 保護者等との連携についての検討

- 保護者や地域の方がボランティアとして学校園教育の応援に携われるよう、学校園を サポートするボランティア制度の創設に向けた研究を行う。
- 大学に協力を求めながら、大学生による「学生ボランティア派遣事業」を拡充する。

【取組】

- ・学生ボランティア派遣事業を実施。※対象:市立幼1人、小34人、中7人、義2人
- ・大学生によるスクールソーシャルワーク実習を実施。
 - ※主に特別支援学級内での実習:城陽小にてR4/4/18~8月末

対策6 メンタルヘルスに関する知識・理解の向上

- メンタルヘルスに関する研修やグループミーティングの実施により、セルフケアの促進など知識・理解の向上を図る。
- メンタルヘルス上の不調を訴える教職員に対して、「教職員メンタルヘルス相談」や専門家によるカウンセリングなど「健康相談事業」「メンタルヘルス相談事業」の活用を 周知する。

【取組】

- ・心の健康相談事業、産業医等による健康相談事業、教職員共済組合の健康相談事業を周知。
- ・メンタルチェックを実施(9月)。
- ・初任者研修にて「メンタルヘルス」講座(講師 姫路市保健所健康課)を実施。
- ・ストレスマネジメント研修「笑顔や活気にあふれる職場環境づくり」を実施。
- ・特別支援教育支援員への相談窓口の周知。

対策7 学校園の透明化と保護者・地域等との連携の充実

- 児童生徒の安全対策を講じながら、保護者等がいつでも授業を参観できるようなオープンスクールの仕組みを構築するなど、保護者や地域に開かれた学校園づくりを推進する。
- 保護者と学校園が話合う機会を多くとるなど保護者との懇談のあり方を検討する。

【取組】

・オープンスクールや個人懇談会等、保護者等がいつでも授業を参観できるための取組を各学校園で実施。※オープンスクール:幼154回、小256回、中51回、義11回、特5回、高2回

対策8 管理職による学校園内の定期巡回及び初期対応の取組

- 管理職による学校園内の定期巡回を行う。
- 初期対応が重要であることから、管理職が問題等を把握した場合は、当事者から早期 に聞き取りを行う。

【取組】

・4月定例校長会や5月からの学校訪問で、管理職による巡回を依頼。

対策9 校園長の報告・相談体制の構築

- 体罰・暴言事案を確認した時は、速やかに市教育委員会に報告することを徹底する。
- 体罰・暴言の疑い事案など判断に迷った時の相談先として、市教育委員会学校指導課 内の学校経営アドバイザー(元校長)を第一相談先として設定する。

【取組】

- ・4月定例校長会で相談・連絡・報告体制を周知。
- ・学校経営アドバイザー3名(元校長)による新任校長・教頭への訪問相談を実施。 ※新任校長・教頭訪問、地区校長会への派遣、要請相談

対策10 メンタルヘルスの不調を抱える教職員への配慮 ※管理職に対する取組

○ メンタルヘルス上の不調を抱える教職員に対して、安全衛生委員会の活性化や管理職 による定期的な面談などによって、体調の管理と業務上の配慮を行う。 ○ 市内指定 10 医療機関において、教職員本人または家族からの相談を受けることができる制度「教職員心の健康相談」等の再周知及び活用促進を働きかける。

【取組】

- 毎月の学校安全衛生委員会を実施。
- ・教職員心の健康相談事業の利用促進、ラインケアの実施を依頼。
- ・初任者の、年2回アンケートを実施した。アンケート結果をもとに、担当指導主事等が、悩みや勤務状況を面談により個々に聞き取りや管理職と情報共有。
- ・初任者訪問により、学校での初任者の様子を把握したり、学校長・初任者から話を聞いたりして、状態を把握し対応。

対策11 児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくりの推進

○ 教職員に配付する学校園教育指針に、「幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり」を明記し、学校園において推進を図る。

【取組】

・学校園教育指針に「幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり」を明記し、4月に 教職員に配布。全市立学校園への訪問で指導主事が指導助言を行い、趣旨を徹底。

対策12 体罰・暴言等の根絶に向けた会議の継続

○ 「(仮称)体罰等防止検討会議」を立ち上げ、引き続き、体罰・暴言等の根絶に向けた 対策についての検討を継続して行う。

【取組】

・「体罰等防止検討会議」を年3回開催し、各取組の進捗状況や取組内容を検証。

対策13 児童生徒や保護者からの相談体制の周知

- 学校園において、担任教員に相談できる環境づくりに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任教員以外の相談窓口を設定し、児童生徒や保護者に周知する。
- 「姫路っ子悩み相談」ポケットカードやチラシの配布により、学校園だけなく市教育 委員会や県教育委員会など各種関係機関の相談先を周知する。

【取組】

- ・「姫路っ子悩み相談」ポケットカード配布による関係機関の相談先の周知。
- ・中学校で、定期考査前にカウンセリング週間を設定し、事前に生活アンケートや教育相談アンケート等を実施。担任を中心に教育相談を実施。
- ・カウンセラー便りの発行、児童生徒・保護者向けの教育プログラムや研修を実施。
- ・児童生徒、保護者が計画的に相談できるよう、スクールカウンセラーの相談日を学校通信やホームページ等で周知。

対策14 教職員からの相談体制の周知

- 学校管理職は、教職員間の連携を深めるとともに、思いや悩みを相談できる環境づく りに努める。
- 学校園において、同僚や管理職、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる環境づくりに加え、「市教育委員会の相談先」「姫路市職員等の公益通報制度」「外部機関のハラスメント等に関する主な相談窓口」等を周知する。

【取組】

・スクールカウンセラーによる相談体制の充実。

※コンサル等を受けた教職員人数 R3:9,117人、R4:9,637人)

・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの拠点校と連携校が連携を密に図り、 誰もが相談しやすい体制づくりを推進。

SSW: 相談件数 6,222 件 うち連携校 2,364 件 SC: 相談件数 14,065 件 うち連携校 3,457 件

対策15 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への相談体制の強化

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や配置基準を検討し、相 談体制を強化する。

【取組】

スクールカウンセラー拠点校

中 35 校 (義務含む)、小 16 校 相談件数: R3: 14,008 件、R4: 14,065 件

高 3 校 相談件数: R3:596 件、R4:652 件

対策16 体罰・暴言等発生時の学校対応の再確認と周知

- 学校園に対し、「体罰・暴言等発生時の学校対応」のガイドラインとフロー図を示し、 学校園における対応の流れの明確化を図る。
- 体罰・暴言等の発生報告を受けた場合は、早期に、管理職が被害児童生徒や被害児童 生徒の保護者から直接話を聞く場を設定する。

【取組】

・4月の全市校園長会において、体罰等防止に関する資料(フロー図、公益通報チラシ等)を提供。

対策17 特別支援教育の充実に向けた基本的な項目の周知

○ 教職員に配付する学校園教育指針に、「特別支援教育の充実に向けた基本的な項目」を 提示し、周知を図るとともに、チェックリストとして活用し実践を促す。 ○ 全教職員を対象として、特別支援教育についての動画研修とグループ討議を実施する。

【取組】

- ・校長研修「特別支援教育の知見を生かした学校経営&学級経営」(講師 百瀬 和夫(関西国際大学))を実施。
- ・課題研修「特別支援教育」(講師 田邉 哲雄(兵庫大学教授)) を実施。
- ・全教職員による校内研修を実施。※内容は、自校の特別支援学級の児童生徒理解。特別支援学級担任者研修の動画を活用する等、自校の実態を各学校で全教職員が共有。
- ・特別支援学級を中心に、指導主事の学校園訪問を増やした。学校園訪問、計画訪問や連携支援、訪問相談、要請に応じ随時訪問等を実施。※就学前:161回、小:198回、中:47回
- ・学校園教育指針に、「特別支援教育の充実に向けた基本的な項目」を提示し周知を図るととも に、チェックリストとして活用し実践を促進。また、計画訪問時に、全体会において教職員へ 周知徹底。

対策18 特別支援学級の担任教員に関する研修の強化

- 特別支援学級の担任教員を対象に、年度当初に、障害の種別ごとに必要な環境整備、 児童生徒の特性についての理解、指導のあり方などを学ぶスタートアップ研修を新設 する。
- 従来実施している特別支援学級担任者研修について、幅広く希望者が参加できるなど 対象や内容等を充実・強化していく。
- 県立特別支援学校地域支援コーディネーターや書写養護学校特別支援教育コーディネーターなど専門家の招聘、ベテラン教員から学ぶ実践研修等、教職員の資質能力の向上を図るための研修を充実する。

【取組】

研修動画を配信。

- ・特別支援学級担任者研修(4月)の新設。
 - ※講師 学校指導課、育成支援課、特支担任者会
 - ※障害の種別(知、自・情、肢、病、難聴、弱視)、校種ごとに障害の理解、教育課程の立て 方、指導の在り方、支援員との連携、指導計画など、動画にて1学期中視聴可能。
- ・教育研修課実施の研修講師として講義を実施。 5/9 中堅研修、6/1 特別支援教育コーディネーター研修会、年次研修(初任、2、5年次)
 - 「障害種別ごとの理解、指導の在り方、支援員との連携、個別の教育支援計画・指導計画」

対策19 特別支援学級の担任教員の負担軽減等への取組

- インクルーシブ教育システムの視点を取り入れた学校園経営計画の作成など学校園全体で特別支援教育を進めようとする学校園づくりを進め、交流や共同学習を多く取り入れることなどによって、特別支援学級の担任教員が孤立しないように取り組む。
- 令和3年度に123名配置していた特別支援教育支援員を、令和4年度は10名程度増員

することで特別支援学級担任の負担軽減の一助とする。

【取組】

・特別支援教育支援員を配置。※137人(うち産休代替:1人 年度末まで育休代替)

対策20 校内委員会等の充実

- 校内委員会を充実するために参加者や内容等を見直し、新たに「(仮称) 校内特別支援 教育推進会議」を設置することにより、自校園の特別支援教育に関する課題を全教職員 が共有できる仕組みを再構築する。
- 特別支援学級と交流学級の連携を深めるために、学校内の特別支援教育コーディネーターや担任教員同士の連絡・相談等の重要性の再認識を図る。
- 変更した様式の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用しながら、一 人一人の個に応じた特別支援教育の推進を図る。
- 管理職は、特別支援学級在籍児童生徒の保護者との話合いの場を持つことやアンケートをすることなどにより、一人一人の児童生徒の状況を把握し、特別支援教育の充実につなげる。

【取組】

- ・各種会議等を通じて指導・助言を実施。
 - ※①特別支援学級担任者会 ②特別支援コーディネーター研修会 ③通級担当者等連絡会 ※新様式「個別の教育支援計画」「個別の支援計画」を周知。

対策21 特別支援教育に関する環境の充実

- スクールバスに乗車できない書写養護学校在籍の医療的ケア児の通学を支援するため に看護師同乗の介護タクシー派遣事業を実施した。
- 保護者が医療的ケアを行う児童生徒が在籍する学校園に看護師を派遣し、医療的ケア を実施する対応を開始する。
- 令和3年度に123名配置していた特別支援教育支援員を、令和4年度は10名程度増員 することで特別支援学級担任の負担軽減の一助とする。(再掲)

【取組】

- ・書写養護学校への介護タクシー派遣事業を実施。13人申請、11人利用
- ・市立学校園への看護師派遣事業を実施。看護師派遣8校園実施

対策22 市教育委員会各課の連携の強化と育成支援課指導主事の増員

- 特別支援教育に関する相談は育成支援課を窓口としながら、特別支援教育に関係する 学校教育部の各課が連絡を密にとることなどにより連携を強化する。
- 特別支援教育を担当する育成支援課指導主事の増員を検討する。

【取組】

・ 令和 4 年度より、特別支援教育係指導主事を 2 人増員し、教育委員会各課との情報共有や積極的な学校園訪問を実施。

対策23 福祉関係機関等との連携の強化

○ 情報の共有や会議の充実などにより、市教育委員会と健康福祉局・こども未来局など 市長部局や福祉関係機関等との連絡・連携を強化する。

【取組】

- ・保育所等訪問事業の理解、周知等のための障害福祉課との連携を実施。また、障害福祉課主 催の自立支援協議会(子ども部会)に参加し、今後の方策について協議。
- ・令和 4 年度姫路市相談支援事業所全体会において、相談支援事業所に対して、育成支援課の 事業内容について周知。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会において、コーディネーターに対して、姫路市基幹相 談支援センターより「障害児のサービスについて」周知。

対策24 特別支援教育を推進するための会議の拡充

○ 「姫路市特別支援教育推進会議」のメンバーや内容を拡充し、特別支援教育に関する 対応についての検討を継続して行う。

【取組】

・ 姫路市特別支援教育推進会議と作業部会(①特別支援教育の充実 ②医療的ケア ③福祉との連携等)を開催。

対策25 特別支援学級の学級定員減に関する要望

○ 国に対して直接要望するとともに、兵庫県都市教育長協議会から県教育委員会を通じて、特別支援学級の学級定員引下げの早期実現について、引き続き要望を行う。

【取組】

・「兵庫県都市教育長協議会令和 5 年度兵庫県予算に対する要望」に特別支援学級の学級編制基準の引き下げ等について要望。

対策26 教職員採用時への要望

○ 県教育委員会に対して、特別支援教育の免許を有している者が特別支援学級の担任教 員となれるよう、採用段階で免許を持っている者を採用し、配置できるよう要望する。

【取組】

・県教育委員会に対して、特別支援教育の免許を有している者が特別支援学級の担任教員となれるよう、採用段階で免許を持っている者を採用し、配置できるよう要望。